

「YKK AP 株式会社による特定防火設備（片開き戸）の遮炎性能試験における不正受験について
（令和6年7月23日 国土交通省記者発表）」への対応について

YKK AP 株式会社より国土交通省に対し、同社が平成19年12月までに製造・出荷した一部の特定防火設備※1（片開き戸）のうち、申請仕様と異なる試験体を用いて遮炎性能試験※2を受け、国土交通大臣認定を受けていたものが、住宅等117棟（扉の数：981セット）に設置されているとの報告がありました。令和6年7月23日に国土交通省は当該大臣認定を取り消すとともに、同社に対して、改修の実施等の所要の対応を速やかに行うよう指示しました。

1 横浜市の状況

現段階において、神奈川県内7棟のうち、横浜市内においては1棟（扉の数：1セット）あることを神奈川県から報告を受けております。

2 今後の対応

YKK AP 株式会社に対して報告を求め、改修等の対応を行うよう指導します。

【参考】「YKK AP 株式会社による特定防火設備（片開き戸）の遮炎性能試験における不正受験について（令和6年7月23日 国土交通省記者発表）」
（国土交通省ウェブページ）

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001015.html

※1 火災の拡大を防止するため、防火区画及び外壁の開口部、避難階段の出入口部分等に用いられるもの。

※2 通常の火災による火熱が加えられたときに、一定時間加熱面以外に火炎を出さないことを確かめる試験

お問い合わせ先
建築局建築指導課建築安全担当課長 川原 宏美 Tel 045-671-4530